

「この本、よかった！」(131) 『ティモシーとサラの絵本 チューリップのにわ』 (ポプラ社) 作・絵:芭蕉みどり

みなさんにも おすすめしたい「くまどく本」、 今月は、第四小学校からです。

山内 心晴(3年)

この本は絵がかわいいです。かいものに行く時、木のみをひろいながら行くのが楽しいです。私が絵本をかくなら、この本みたいにかきたいなと思います。

山内 真歩(母)

私も子どもの頃に何度も読んだ本です。子どもだけで行くおつかいにドキドキしたことを、色とりどりの花が咲いた庭に感動し憧れたことを覚えています。



(教育総務課 社会教育グループ)

「やりたい!!」があふれる学校づくり

熊野第三小学校

第三小学校は今年度、「やりたい!!」があふれる学校づくりを重点目標に、子どもを基点とした教育活動に取り組んでいます。

授業の中に児童一人ひとりの実態に合わせた選択肢を取り入れ、児童が自分に合った学び方を自己選択・自己決定し、学びに没頭する授業を目指しています。また、今年度も毎月1回の「くまSUN和く・湧くファミリールーム」開放週間や、地域の人を講師に招いて年3回のくまSUNクラブ・寄合も予定しています。さらに、今年度は第三小学校らしいPTAへと改編することも始めています。

児童の、保護者・地域の人、教職員の「やりたい!!」があふれる第三小学校を見にいらしてください。そして、さらに「やりたい!!」があふれる学校となるように、みなさんの意見を聞かせていただき、力をお貸しください。どうぞよろしく願いいたします。



▲子どもたちが話し合いをしている様子

(教育総務課)

よりよい学校づくりに向けて

熊野中学校

生徒会は、よりよい学校づくりに取り組んでいます。これまで、執行部を中心に髪型や服装などの決まりの見直しに取り組んできました。また、代議員会をはじめとする各委員会では、あいさつ運動や無言清掃の強化週間などの取り組みを進めています。

5月15日(水)に行われた生徒総会では、生徒会規約を改正しました。これまでは、生徒会副会長は男女それぞれ1人ずつ選出されていましたが、この度の改正で、男女の枠を取り払い、副会長を2人選出することとしました。この改正の取り組みを通して、生徒たちは、民主主義におけるものごとを変えていくしくみを学ぶことができました。また、学級目標の披露では、各学級が工夫を凝らして、アピールする姿がありました。

引き続き、学校をよりよくするための生徒たちの取り組みに注目です。



▲学級目標を披露している様子

(教育総務課)

日商簿記3級試験対策講座のご案内

ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業の一環として、就職のために必要な資格取得を支援する講座を開催します。

対象 母子家庭の母・父子家庭の父・寡婦、ひとり親家庭の18歳以上20歳未満の子ども

時 8月25日～11月10日(毎週日曜日)

▶受講方法 WEB講座(ZOOMによるライブ配信)

▶研修内容 約2時間30分の講義8回・問題演習4回

※無料(通信料は自己負担) 定員10名(応募多数の場合は抽選)

申込 7月31日(水)まで

広島県ひとり親家庭サポートセンターのホームページからお申し込みください。

〒広島県ひとり親家庭サポートセンター ☎227-2377

広島県ひとり親家庭サポートセンターのホームページはこちら▼



(子育て支援課)

遠足

～学年別に親睦を深めて～

熊野高等学校

この地に(338)

5月10日(金)に学年別で遠足を実施しました。1学年は備北丘陵公園へ往復のクラスごとの貸し切りバスで行きました。バス内ではクラス役員が用意した自己紹介レクリエーションをしたり、映画を鑑賞したり楽しい時間を過ごしました。好天に恵まれた公園内は季節の花であふれ、広い芝生の公園で思い切り身体を動かす生徒、木陰でお弁当を広げ語らう生徒、それぞれが親睦を深めました。

2学年も貸し切りバスで安佐動物公園へ行きました。広い園内でめあての動物を探したり、ふれあいコーナーで触れたりし、普段と違う環境で過ごす中で、友人の新たな面を発見できたようです。

3学年は宮島口へ現地集合しフェリーで宮島へ渡りました。各自がルートを確認し時間を守って集合することは、進路に向けてこれから必要になる力でもあります。世界遺産の地・宮島では海外観光客の多さに驚きながらも食べ歩きを楽しんだ生徒も多かったようです。親睦を深めたことで、クラスで団結し1学期の行事に挑む準備が整いました。



▲3年生の遠足(宮島)の様子

〒熊野高等学校 ☎854-4155

人権擁護委員とその活動を紹介します

人権擁護委員は、日常生活に埋もれている人権問題をすくい上げるために、市町村長の推薦を受け、法務大臣から委嘱された民間ボランティアです。

町の人権擁護委員(敬称略)

荒谷直美(川角) 大野都弥子(川角) 梶山孝之(平谷) 片川光(呉地) 竹森由美子(出来庭) 東都茂江(新宮)

人権問題に関する窓口について

相談は無料で、秘密は厳守されます。

▶常設相談

広島法務局人権擁護部

〒広島市中区上八丁堀6-30 広島県合同庁舎3号館4階

時 月～金曜日8:30～17:15 ※祝日、年末年始を除く

▶電話による相談

時 月～金曜日8:30～17:15 ※祝日、年末年始を除く

Table with 2 columns: 相談内容 (Consultation Content) and 問い合わせ先 (Contact Information). Rows include: 人権に関わる問題について (Human rights issues), DV, セクハラなどの女性の人権について (Women's rights), いじめ、虐待など子どもの人権について (Children's rights).

▶外国語による人権相談

(Human Rights Counselling for Foreigners) 外国語人権相談ダイヤル ☎0570-090-911 時 月～金曜日9:00～17:00 ※祝日、年末年始を除く (Weekdays 9:00 through 17:00 ※Closed on public holidays and December 29th through January 3rd)

【対応言語(Supported languages)】

英語(English)、中国語(Chinese)、韓国語(Korean)、フィリピン語(Filipino)、ポルトガル語(Portuguese)、ベトナム語(Vietnamese)、ネパール語(Nepali)、スペイン語(Spanish)、インドネシア語(Indonesian)、タイ語(Thai)

▶インターネットによる相談



◀インターネットでの相談はこちらから

(生活環境課)